

会 議 開 催 結 果

1 会議の名称	令和6年度第2回砥部町国民健康保険運営協議会
2 開催日時	令和6年9月27日(金曜日)19時から21 時 00 分
3 開催場所	砥部町役場3階議員協議会室
4 議題	(1) 国民健康保険事業特別会計の状況 (2) 改正税率案について (3) 健康保険証の廃止について
5 出席者	【出席委員】9人 〈公益代表〉田中昭子、酒井誠二、佐伯修二 〈保険医等代表〉木谷伸治、篠崎仁子、織田 覺 〈被保険者代表〉佐川正子、西岡弘安、正岡英司 【欠席委員】なし 【事務局】5人 古川雅志(税務課長) 湊 緑 (税務課専門員兼保険税係長) 岩田恵子(保険健康課長) 野澤勇一(保険健康課専門員) 大川翔平(保険健康課保険年金係長)
6 公開・非公開の別	公開
7 非公開の理由	—
8 傍聴人数	0人
9 所管	砥部町保険健康課保険年金係 電話 089-962-7057

令和6年度第2回砥部町国民健康保険運営協議会 会議録

発言者	発言内容
	1 開会 2 町長あいさつ 【諮問書提出】 3 会長あいさつ 4 議事録署名人選出 ・公益代表 酒井委員 ・被保険者代表 佐川委員 5 協議
会長	協議事項(1)国民健康保険事業特別会計の状況についてと、協議事項(2)改正税率案についてを一括議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	協議事項(1)国民健康保険事業特別会計の状況について 協議事項(2)改正税率案について を資料に基づき説明
会長	3つの案とも約3千万円の増収案で、緩やかに移行していきたいというところでの提案だと思います。
委員	改正案Bですが、②所得のない55歳単身世帯の方については、税率を上げても税金が上がらないのはなぜですか。①70歳の方については、介護分がないから上がるのですか。
事務局	介護分については、40歳から64歳の方が対象なので、①70歳の方については、介護分の負担はありません。②55歳の方には介護分の負担をいただくことになります。①②を比べると、②の方は介護分だけ税額が高くなります。改正案B案については、医療分の均等割平等割の額は増えます。後期分介護分については均等割平等割の金額を下げることになるので、後期分については300円減額、介護分については600円減額に

	なります。②のケースについては、医療分の増額金額と後期分介護分の減額の金額がたまたま同じになったので、プラスマイナスゼロとなっています。ですので、B案を採用した場合、②の方については、税率改正をしたけれども税額に影響はないということになります。
委員	計算は合っているんですね。
会長	モデルケースの設定の意図を教えてください。
事務局	資料をご覧いただきたいのですが、7割軽減世帯は1,000世帯弱ございます。7割軽減世帯とはほぼ所得のない世帯で、税率改正により低所得世帯への影響は気になるところだと考え、モデルケースに採用しています。
委員	先ほど資産割を廃止したと説明がありましたが、何か理由があるのですか。
事務局	もともと国保税は、資産割も入った4方式でしたが、国の流れが資産割を除いた3方式となっています。今後、国民健康保険の県内統一をするにあたり、まだ資産割が残っている市町については令和11年度までに3方式に統一することになっています。
委員	国の方針でそうなっていて、本町はすでにできているということですね。
事務局	はい、そうです。
事務局	そもそも国保税になぜ固定資産税が関係するのかというところから入っていると思います。
委員	固定資産も売れば所得になりますが。
事務局	売った時には譲渡所得として所得割に上がってきて反映されることになります。
委員	わかりました。
会長	他にご意見はありませんか。モデルケースでの税額を見ても、そんなに

	差異はないので、どこを落としどころにするかになりますが、A案では年代を問わず負担をしていただく、B案は低所得の方の負担を軽減する方向で、C案は所得に関わらずご負担いただくと理解しましたが、いかがでしょうか。
委員	若い世代の負担を軽くして、高齢者の負担を重くするという考え方には、3案のうちどれが近いのでしょうか。
事務局	介護分については、B案C案は下げっていますが、A案は据え置きにしています。介護分は、40歳から64歳までの方が対象となっているので、その年代に負担を強いているのは、A案になると思います。考え方としては、A案B案は所得割を上げているので、所得がある方からいただくという考え方、C案については、均等・平等割を上げているので、全世帯からいただくという考え方になっているので、C案についてはケース①②の所得がない世帯の負担も大きくなっています。
会長	高齢世帯でも所得のある方は負担をしていただいて、若い年齢の方にはあまり負担をかけない方が、若い方が砥部町に住んでいただけるのではないかなと思うので、そのような案の方がいいかなと思います。
会長	医療・後期・介護の組み合わせは3通りしかありませんが、それぞれで組み合わせを変える考え方もできると思いますが、いかがですか。
委員	前回、応能応益割合を50対50にしたいとお話があったと思いますが、それなら全体的にA案に近いのかなと思いますが、どうですか。
事務局	資料5ページの応益応能割合を見ていただいたのだと思いますが、A案の医療分は50対50になっていますが、50対50にしなければならないというわけではありません。どの案にしても、現行の税率よりは近づいていますし、その下の納付金割合も実際の納付金の割合に近いように3案とも作成しています。
会長	C案は先ほど説明があった通り、所得に関係しないので、C案よりはA案B案がよいかと私はと思いますが、みなさんはいかがでしょうか。
委員	3千万円を増収するという大前提で考えればこういう案になったということですね。

事務局	実際は5千万円足りないところですが、5千万円の増収を目指す税率が一気に上がってしまうので、最初の3年間は2千万円を繰越分から持ち出して、3千万円増収を上げることで、緩やかに上げていくと考えたところです。実際は、社会保険の制度改正で、今年度さらに社会保険に流れてしまうおそれがあり、さらに厳しくなることも考えられますが、現状で3千万円はキープしていないとあまり増収は上がらないかも知れないため、増収3千万円で設定しています。
委員	ケース④(4人世帯、夫婦と高校生の子も二人。世帯年収300万円)に相当する方が、年間1割くらい増額するのですね。
事務局	年齢や家族構成で、年収300万円が妥当であろうというところを出させていただきましたが、所得割を上げているので、もっと所得のある方で限度額までいっていない方は、A案B案であれば更に増税になると思います。所得300万円ラインでは、A、B、C案であまり差が出ていないのですが、所得のある方であれば、A案B案は上げ幅があると思います。
委員	資料の差額の黄色いところがもっと上がるということですか。
事務局	そうですね。営業所得が350万円、400万円となると、もっとA、B、C案で差がでると思います。
委員	営業所得とは、給料ということですか。
事務局	農業や自営業の所得になります。給与所得300万円なら、おそらく社会保険に入っていると思います。
事務局	所得割をA案B案でかなり上げているのは、本町は参考資料のとおり近隣他市町に比べて所得割が低いからです。住民説明を考えて、近隣他市町よりは所得割が高くないようにしています。
委員	この3案共通で目標は3千万円の増収で、3案100万円程度の違いなので、要はどこからいただくか、そして、税率を設定した理由について、役場が説明しやすい案にしてはどうでしょうか。事務局は、本音はどれが良いと考えているか言ってくれた方が、委員は決めやすいと思います。
事務局	事務局は、所得のある方にご負担をお願いしたいというところで、この3案の中ではB案が良いと話をしていたところです。

会長	住民の立場からはいかがでしょうか。 平成30年度には税率を下げていますが、今物価も上がっているところで税率を上げるのは、各世帯厳しいと思いますが、いかがでしょうか。お一人ずつご意見を聞いていってもよろしいでしょうか。
委員	事務局としてはB案という理由を具体的に教えていただきたい。一つの考え方として、所得のない方は均等に600円ずつ上がった方が公平だとも考えられます。若い世帯の負担を増やしたくないのであれば、所得のない方もできる範囲で負担していただきたいと思うのですが、A案でなくB案という理由をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。
事務局	B案で介護分を減額したのは、納付金の割合から考えています。本町は介護分が医療分に比べて割合が高かったので、資料5ページの納付金割合のところですが、赤字で囲んでいる実際の納付金割合でみると、介護分は現行 8.3%ありますが、実際に支払っている割合でいうと 7.2%と介護分収益の割合が高いので、介護分の税率を下げています。
委員	それがA案B案の違いなんですね。
事務局	ただ、考えようですが、3年後にはまた介護の税率も上げることになると思われるので、今回介護分を下げずに据え置きとして、医療分と後期分のみ上げるという考え方もあると思います。先ほど会長さんが言われたように、医療分と後期分についてはB案で、介護分は据え置きという組み合わせでも、3千万円は増額となりますし、現行での試算3千万円の増額なので、来年度実際に計算してみれば3千万円に届かないかも知れないことを考えると、負担でないのならば介護分のみ据え置きという考えもありがたいところです。
委員	介護分を据え置きにするのであれば、B案にしくなくてもA案で良いのではないかと思います。いかがでしょうか。
委員	難しいところですが、私個人としてもA案が良いと思います。
委員	いずれにしてもA案かB案になると思いますが、正直わかりません。
委員	国民健康保険税は世帯主の所得に左右されますよね。

事務局	国保に入っている被保険者それぞれの所得です。
委員	以前、社会保険から国保に変わったときに、世帯主の所得に左右されるから、若い人に所得がなくても税額はこうなりますと説明を受けたことがあります。
事務局	世帯主は社会保険だけど、子どもだけが国保に入ったときに世帯主の所得が関係あるのかということでしょうか。
委員	夫が退職して国保になり、子どもは仕事ができない状態で国保に入らざるを得なくなった。その時に、子どもは所得が一切ないのに、同じように国民健康保険税を払わなければいけなかったんです。
事務局	同じ世帯ですか。
委員	同じ世帯です。一緒に住んでいますから。夫と子どもと、私も国保だったんですが、資料を見ていたら金額が全然違うと思いまして。そのあたりから私にはわからないので、どれがいいですかと言われても、そうなったときにどうなるんだろうって。
事務局	国民健康保険は世帯単位でみることになりますので、 ①② のモデルケースのように一人世帯で収入がない方になると7割軽減となり、この金額になります。言われていた方は3人国民健康保険に入られて、それぞれの所得をみるので、3人の合計の所得で軽減の有無をみると、夫の収入がある程度あって軽減がかからないのでお子様に収入がなかったとしても軽減はかからないということになり、 ①② の7割軽減の金額とは違います。
委員	税率については、どれと言われてもぴんときません。
会長	モデルケースは、世帯としての軽減判定ですか。
事務局	そうです。
委員	難しい話なので、今、自分には決められないので、担当の方が説明しやすいもので良いと思います。
会長	他に試算してもらいたいなどのご意見はないでしょうか。今のA案B案

	ではなく、医療・後期・介護というところで組み合わせを変えた案を出してもらわない必要はないですか。よろしいでしょうか。
会長	今の委員の皆さんのご意見をお聞きしたら、A案が良いという方と、B案が良いという意見が出ていたと思います。今日決めないといけないわけではないですが、検討資料として事務局に求めることはありませんか。こういう内容をご提示いただくと考えやすいということがあれば、お願いします。
委員	制度自体が難しく判断が難しく、数字だけ見てもどれがいいのかみんな判断がしにくいと思うんです。例えばA案であれば数字だけでなくもっと具体的に、例えば先ほど言われていたような、これならば若い世代への負担が少ないとか、高齢者の方に負担をお願いすることになるとかなどの判断できる材料があればもっと委員の皆さんも判断しやすいのではないかと思います。
事務局	このA案B案C案でいうと、C案だけが平等割均等割を上げていて他2案とは違うので、皆さんのご意見としてC案ではなく、A案かB案かというところですが、A案とB案は、A案が基本で、B案はA案よりも所得割を上げている分介護分を減額しているの、A案B案で大きく違いはございません。事務局はB案という理由は、あくまで納付金割合だけなので、今回介護分を下げる必要はなく、介護分は据え置きでA案というのであれば、事務局としてはB案でなければということはございません。住民への説明においても、所得割も実際に近隣市町よりも低く設定しておりますし、近隣と比べたときに本町は所得割が低いので上げさせていただき、均等割平等割は高かったのを下げて、50対50を目指す設定にしているということで説明すれば、特別問題はないと考えています。
会長	今の説明を聞いて、いかかでしょうか。B案だと介護分を下げることになるので、A案であれば確かに次へのスライドもしやすいかなと思います。
委員	A案にして介護分を減額しないことで納付金割合が近付かず、何年か後に困ることはありますか。
事務局	介護分を下げないことで困ることはないと思います。むしろ今回、介護分を下げて医療分と後期分を上げたとして、3年後がどうなっているかわかりませんが、その時にはまた介護分を上げなければならず、医療分も

	後期分も上げる状況よりも、今回介護分を下げなければ、介護分の上げ幅は少なくても済むかもしれないという考え方はできると思います。
会長	A案B案いずれにしても、住民への説明はできるとのことですが、先ほど口頭で説明のあった内容をもう少し文章化していただいて、このように住民に説明できれば納得が得られるのではないかとこのところをもう一度資料として出していただくのはいかがですか。
会長	A案B案の違いは、先ほど介護分のところだけということでしたか。
事務局	それと、所得割を上げています。所得割を上げているので、その分介護分を減額しているということです。
委員	世帯の数でいえば、7割軽減世帯は968世帯とあります。半分以上は7割軽減世帯ということでしょうか。
事務局	令和5年度の国保世帯数は、2,830 世帯なので、だいたい3分の1です。
委員	軽減のない世帯は、どのくらいありますか。
事務局	約 1,000 世帯です。約3分の1です。
会長	ご意見がまとまるといいなと思いましたが、難しそうですね。
委員	税率改正は、3年スパンで考えているのですよね。
事務局	現在の案としては、そのように考えています。
委員	実際、どの案を採用したとしても、お金を集めてみないとわからないんですよね。
事務局	はい、今現在の世帯で試算していますので。
委員	やってみないとわからない。
事務局	そうです。

委員	言い訳としては、所得のある人からお金をもらう。協力してもらう。
事務局	はい、そうですね。本当にある人は、限度額超過しているので、税率を改正しても所得割を上げてても税額は変わらないのですが、限度額まで届いていない所得のある方には負担がかかるかなというところです。
委員	それが一番言いやすいんじゃないでしょうか。
委員	多少変えても、結局3千万円を確保しようと思ったら、どこかに優しくすればどこかの負担が増えるわけですから、そのバランスをとって考えていただけたのがこの3つの案だと思いますから、A案かB案かで決めていいと思います。
事務局	事務局的にはどちらでもいいというところです。
会長	では、多数決を取りたいと思います。A案の方が良い方、挙手をお願いします。
委員	B案の介護分はどうしますか。ハイブリッド案も含めますか。
事務局	現在案のままでよろしいですか。3択にして、B案で介護分だけは据え置きとしますか。
委員	税率を変更して税額が上がるのに、上がらない人が出るのは平等ではないとみなさん思わないでしょうか。今のままのB案では、②の世帯は差額0円ですね。
事務局	介護分の税率を下げているので0円になります。
委員	国保税の通知、明細書には、所得割の税率が入っています。税額が上がる人は、なぜ所得割が7.2%から8.5%になるのかと思うのではないかと思います。先ほど言われたように、他の市町と比べて本町は低いので今回上げさせてもらったという理由では、なぜ8.5%で、1.3%上がったのかとほとんどの方が疑問に思われるのではないかと思います。均等割や平等割にしても、なぜその金額になるのかと疑問に思われるのではないかと思います。税額が上がる人は特にそう思うと思うので、それに答えられるだけの根拠が必要だと思います。

事務局	応益応能の割合や、近隣市町の状況というところで説明をすることになると思います。所得割を1.3%上げた根拠を問われた時に、住民に対しての説明ですよね。
委員	国保税の通知に税額も出ています。来年、実際引き落とされて税額が上がっていて、通知を見て所得割が1.3%上がっていたら、なぜ上がったのか気になると思います。それを質問された時に、うちは近隣市町よりも低いので上げたでは、説明が難しいのではないかと思います。
事務局	そこは、応益応能割合で説明ができると思います。医療分では、A案は応益応能割合50対50なので、バランスは良いと思います。あくまで現時点での被保険者の割合なので、来年度になればその割合は変わっているかも知れませんが。
事務局	実際に軽減判定の比率や年齢構成、例えば①の世帯のような方がどのくらいの割合を占めるかというところですが、介護分は40歳から64歳までの方にご負担いただくので、介護分7割軽減世帯の368世帯というのは、40歳から64歳までの方です。医療分・後期分は国保加入者全員負担していただくことになりますので、7割軽減世帯968世帯と介護分7割軽減世帯との差が600世帯あります。600世帯に対して、資料の1ページ、実際の砥部町の国保の構成での令和6年度見込ですが、65歳から74歳の方が国保加入者の半分を占めていて、比率でいうと高くなっています。A案B案どちらも大きく金額は変わりませんが、A案は介護分を据え置きし、B案は下げた介護分を医療分と後期分で補填して、3千万円の財源を確保するためには、どこかにご負担をお願いしなければならない。A案B案どちらも最終的には3千万円の確保というゴールは同じかも知れませんが、実際に軽減を受けられている方の割合や国保に加入される方が前年に収入があると軽減の割合は変わりますが、国保に加入されている若い方は少ないと思います。年代を問わずご負担いただくとか、A案B案とも、どこかの年代に多くご負担いただくものではないと思いますが、現状、65歳以上の方が国保の被保険者としては多いというのが参考になればと思い、ご説明させていただきました。
会長	ありがとうございました。医療分後期分がB案で、介護分がA案となった場合でも、同じく3千万円増収の組み合わせになるのでしょうか。
事務局	そうであれば3千万円よりも大きく税収は上がると思います。B案のままでは介護分は1,119,000円減額になりますので、これがなくなると、

	3,058 万円にこの金額を足した金額になるので、100万円ほど上がる ことになると思います。
会長	先ほどはA案B案でしたが、もう一つの案として、介護分だけA案、医療 分後期分はB案という3種類が考えられると思います。
委員	介護分はトータルで計算しているので、③と④の数字が下がってきま せんか。8ページ9ページの②では、現行の税額が 22,000 円、改正案が 22,600 円になるということですね。そうした場合は、③と④の数字は 変わりませんか。
事務局	③については、介護分がないので変わりません。④については、介護分 の税率が上がるので変わります。
委員	トータルは3千万円に合わせているのではないのですか。
事務局	だいたい3千万円程度増えるように計算しています。
委員	B案の介護分を変えると、②の差額が増えるだけですか。
事務局	④も増えます。介護分がありますので、1,400 円増えます。
会長	資料を作り直していただいた方が良いでしょうか。
委員	B案の介護分をA案にすると、④の世帯の方の負担がさらに増える ということですか。あまりメリットはないですね。
委員	所得のない方から徴収するのに、600円増えるというのは、集める側 としてはどうですか。抵抗が強まることはありませんか・。
事務局	600円増えて払わない人は、今でも払っていないと思います。
委員	それならば、私の考えとしては、B案で所得のない人で600円増える 人も増えない人もいるよりは、所得のない人たちはすべからく600円増 えるという方が平等感がある気がします。
事務局	A案ということですね。

会長	先ほどの意見でもA案の方が多かったので、A案でよろしいですか。
委員	答申書には理由も書きますか。
事務局	はい、答申書は今回のご意見を入れて作成するようになります。
会長	ご意見をまとめると、所得の少ない世帯にはあまり負担のない上げ幅で負担していただいて増収になる案というところで、介護分は据え置きで、医療分後期分は税率を変えて、医療分は所得割均等割平等割とも増額で、後期分は所得割を上げて均等割平等割を下げています。答申書に説明を入れた方がいいようなご意見はありますか。
委員	今日出た意見のある程度まとめて事務局が考えていただければいいと思います。
事務局	では、A案で合意したということでよろしいでしょうか。
会長	はい、A案で合意ということで。
事務局	それでは、今日いただいたご意見で答申書の案を作り、委員のみなさまにお送りさせていただき、ご意見をいただいて修正を加えて答申書を作成するというでよろしいですか。
委員	次回、答申書を決定することになりますか。
事務局	答申書だけであれば、お集まりいただくのがご負担でしたら、お送りして書面決裁という方法も取れますがどうでしょうか。もちろん予定通り3回目を開催することもできます。
委員	予定では、11月に答申税率の決定と答申書についてとなっていますね。
事務局	では、予定通り11月にもう一度会を開催させていただいて、できればもう少しA案の例なども出して、答申書の案を作成し、会を開かせていただくということでよろしいでしょうか。
会長	いかがですか。11月にもう一度会を開くことでよろしいですか。 (賛成)

	では、A案の説明と答申書の内容を議題に、次回開催することをお願いします。 では、次の議題に移ります。
会長	協議事項(3) 健康保険証の廃止についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	協議事項(3)健康保険証の廃止について、資料に基づき説明
会長	事務局から説明がありましたが、ご質問等はございませんか。
委員	マイナ保険証とは、マイナカードのことですか。
事務局	保険証と紐づけをした、マイナンバーカードのことです。
委員	それは、カードを持って行けばいいのでしょうか。
事務局	保険健康課にマイナンバーカードを持ってきてもらって、4桁の暗証番号を入力してもらいます。
委員	登録できているかどうかは、カードを持って行けばわかりますか。
事務局	カードを持ってきていただけたら確認することができます。
事務局	マイナポイント事業でのポイントはもらいましたか。
委員	もらいました。
事務局	それならおそらく紐づいていると思います。
委員	ちなみに今、どれくらいの方がマイナ保険証をお持ちですか。
事務局	国保は、被保険者 4,220 人中、マイナ保険証の登録者数が 2,889 人、68.5%はマイナ保険証として登録されています。マイナ保険証の利用率は、7月末現在で 13.8%。全国の平均は 12%なので、全国平均よりはマイナ保険証の受診率が高いです。

委員	保険証と資格確認書の違いは何ですか。
事務局	12月2日以降は、保険証は発行できないので、資格確認書を発行しますが、保険証と同じく単独で受診することができます。
委員	小さいカードのようなものですか。
事務局	保険証と同じ台紙を使いますので、見た目は同じです。
会長	その他いかがですか。制度が変わるので、ついていくのが大変です。
会長	特にご質問がなければ、今日の議題は以上になります。よろしいでしょうか。つたない進行で、長時間ありがとうございました。 【閉会】 21 時 00 分